



検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発 0428 第 4 号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の適用が行われましたのでご案内致します。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

適用日

平成29年5月1日より適用

新規収載項目

- 25-ヒドロキシビタミンD〔CLEIA法〕 ……未受託

※ 詳細につきましては、裏面をご参照ください。



保健科学グループ

保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL.045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL.048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL.075-933-6060
保健科学東京	〒160-0001 東京都新宿区片町3-3	TEL.03-3357-3611
保健科学新潟	〒950-0054 新潟県新潟市東区秋葉1-6-31	TEL.025-275-0161

● 新規収載項目

適用日:平成 29 年 5 月 1 日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
25-ヒドロキシビタミンD	400 点	生化学的検査 (I) (判断料 144 点)	「D007」 血液化学 検査の 57	<p>ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、<u>CLIA法</u>又は<u>CLEIA法</u>により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。</p>

※下線部が「保医発 0428 第 4 号」により改正された内容になります。

【ご注意】

現在弊社が受託している「25-ヒドロキシビタミン D(項目コード:5536)」は、保医発 0729 第 4 号にて保険収載されたCLIA法を採用しています。